

送信先: 高座清掃施設組合 総務課

送信者: 担当: 連絡先: - -

## 配置予定技術者調書

工事名

会社名

現 場	氏 名										
	最 終 学 歴	年	大学/高校			学部/学卒					
代 理 人	法令による取得資格										
	監理技術者資格者証交付番号										
工 事 経 験	工 事 経 験	工 事 名									
		発 注 機 関									
		契 約 金 額			円	(共同企業体の場合は出資比率で案分)					
		工 期	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
		従 事 期 間	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
		従 事 役 職	<input type="checkbox"/> 現場代理人		/	<input type="checkbox"/> 監理(主任)技術者					
		工 事 内 容									

会社名

※ 監 理	氏 名										
	最 終 学 歴	年	大学/高校			学部/学卒					
主 任	法令による取得資格										
	監理技術者資格者証交付番号										
技 術 者	工 事 経 験	工 事 名									
		発 注 機 関									
		契 約 金 額			円	(共同企業体の場合は出資比率で案分)					
		工 期	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
		従 事 期 間	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
		従 事 役 職	<input type="checkbox"/> 現場代理人		/	<input type="checkbox"/> 監理(主任)技術者					
		工 事 内 容									

※ 監理技術者資格者証(平成16年3月1日以降に交付された資格者証を所持しているものは、資格者証と講習終了証)等の写しを添付してください。(表・裏の両面)

※ 監理技術者又は主任技術者について、現場代理人と同一の場合は記入しないでください。

※ 土木・建築・舗装・管・鋼構造の建設工事では、発注者から直接請け負った工事を施工するときに、合計3,000万円以上(建築工事の場合は、4,500万円)の下請け契約を締結して施工するためには、監理技術者を専任で配置することが必要です。

送信先: 高座清掃施設組合 総務課

送信者: 株式会社 高座工業 担当: 連絡先: 046 - 238 - 〇〇〇〇

## 配置予定技術者調書 (記入例)

工事名 〇〇改良工事

会社名 株式会社 高座工業

現 場 代 理 人	フリガナ 氏 名	コウザ タロウ 高座 太郎			
	最 終 学 歴	1965 年 日本工業 高校 土木工学科 卒			
	法令による取得資格	二級土木施工管理技士			
	監理技術者資格者証交付番号	-----			
	工 事 経 験	工 事 名	〇〇整備工事		
		発 注 機 関	神奈川県〇〇土木事務所		
		契 約 金 額	25,000,000	円	(共同企業体の場合は出資比率で案分)
		工 期	H14 年 6 月 1 日	～	H15 年 3 月 15 日
		従 事 期 間	H14 年 6 月 1 日	～	H15 年 3 月 15 日
		従 事 役 職	<input checked="" type="checkbox"/> 現場代理人	/	<input type="checkbox"/> 監理(主任)技術者
工 事 内 容					

会社名

※ 監 理 主 任 技 術 者	フリガナ 氏 名	ホンゴウ イチロウ 本郷 一郎			
	最 終 学 歴	1975 年 相模 大学 工 学部 土木学科卒			
	法令による取得資格	一級土木施工管理技士			
	監理技術者資格者証交付番号	-----			
	工 事 経 験	工 事 名	〇〇改修工事		
		発 注 機 関	神奈川県〇〇土木事務所		
		契 約 金 額	60,000,000	円	(共同企業体の場合は出資比率で案分)
		工 期	H14 年 4 月 10 日	～	H15 年 3 月 15 日
		従 事 期 間	H14 年 4 月 10 日	～	H15 年 3 月 15 日
		従 事 役 職	<input checked="" type="checkbox"/> 現場代理人	/	<input checked="" type="checkbox"/> 監理(主任)技術者
工 事 内 容					

- ※ 監理技術者資格者証(平成16年3月1日以降に交付された資格者証を所持しているものは、資格者証と講習終了証)等の写しを添付してください。(表・裏の両面)
- ※ 監理技術者又は主任技術者について、現場代理人と同一の場合は記入しないでください。
- ※ 土木・建築・舗装・管・鋼構造の建設工事では、発注者から直接請け負った工事を施工するときに、合計3,000万円以上(建築工事の場合は、4,500万円)の下請け契約を締結して施工するためには、監理技術者を専任で配置する必要があります。